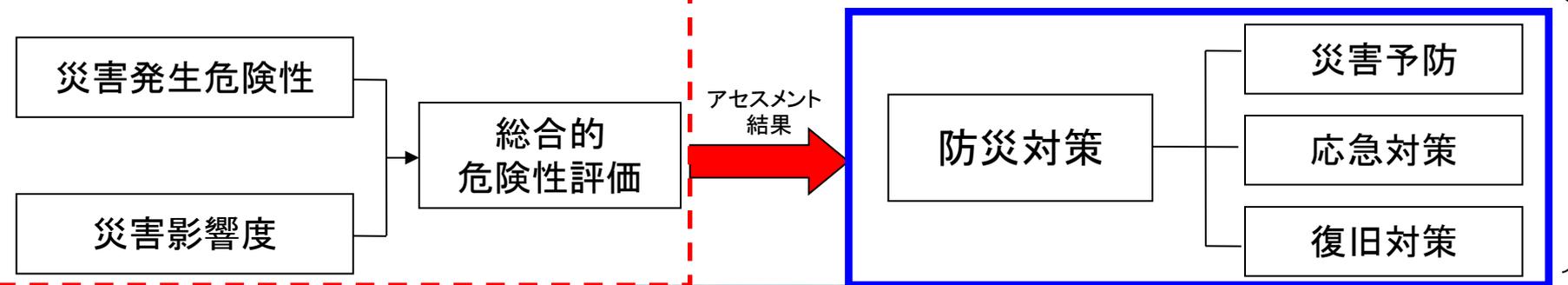


# 愛媛県石油コンビナート等防災計画 修正の概要（平成26年4月）

# 愛媛県石油コンビナート等防災計画修正(25年度)の概要

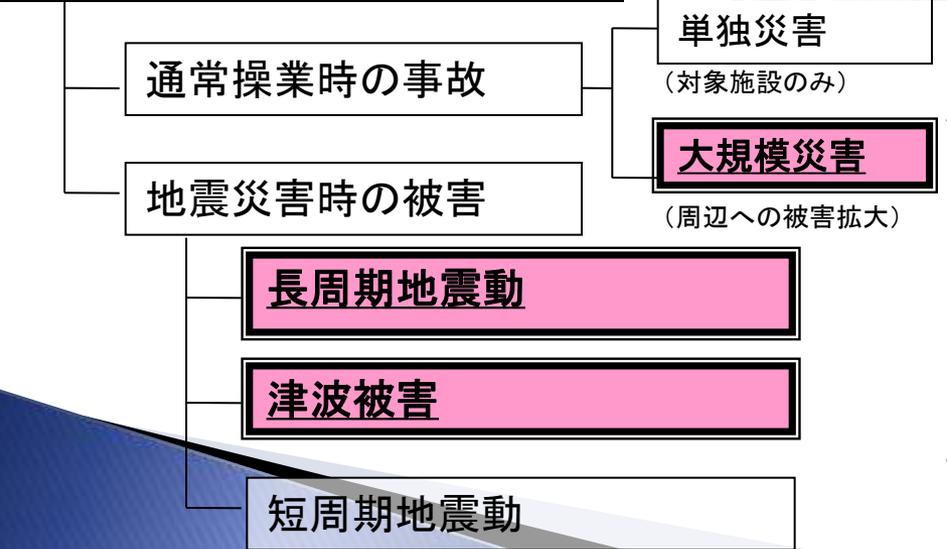
【防災アセスメント】

【計画の科学性・客観性担保】 (石災法第31条の義務)



防災計画に規定

石油コンビナートで想定すべき「災害」とは？



《対応》

防災アセスメント指針改定の技術的検討(国・～25年1月)

改定アセスメント指針の発出(国・25年3月)

石コン防災計画修正(県)

改定指針を踏まえた防災アセスメント	左記アセスメントに基づく各種対策の見直し
-------------------	----------------------

防災・危機管理体制の充実・強化

《東日本大震災等の教訓》

防災アセスメント指針(13年度)では危険性・影響度の客観的評価手法が定められていないため、具体的な災害想定や防災対策が困難

# 愛媛県石油コンビナート等防災計画修正のコンセプト

## 背景

- 東日本大震災及びこれ以後の石油コンビナート災害においては、**大規模爆発、火災の延焼等**により、特定事業所の敷地外、**特別防災区域外への影響**が発生
- これら災害に対処するための**情報収集・伝達**、事業所等による**即応体制、事故現場での安全管理、住民避難等に課題**

【東日本大震災後の事故概要】

発生日 発災事業所	事故 種別	概要	被害等
H23.3.11 コスモ石油㈱ 千葉製油所	火災	開放検査のため満水状態であった液化石油ガスタンクの支柱が、大地震により破損し、その後発生した余震により当該タンクが倒壊。このことにより付近の配管が破損し、内部流体（液化石油ガス）が漏洩し、当該タンクエリア付近で火災発生。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 数回の爆発が発生 ⇒ 隣接事業所（製造所）等に延焼</li> <li>○ 負傷者6名発生</li> <li>○ 避難勧告発令（関係市長）</li> </ul>
H23.11.13 東ソー㈱ 南陽事業所	爆発	第二塩化ビニルモノマー製造施設における弁の誤作動を発端に全停止していたプラントの点検作業中、塩化水素等のガスが流出。その後、製造工程の塩酸塔還流槽付近で爆発火災が発生。プラント付近では微量の塩化水素ガスを検出。また、事故時に漏洩した二塩化エタンの一部が海域とともに排水溝から流出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死者1名発生</li> <li>○ 工場外では塩化水素ガスは未検出</li> <li>○ 漏洩した二塩化エタンの一部が海域に流出</li> </ul>
H24.4.22 三井化学㈱ 岩国大竹工場	爆発	高純度テレフタル酸製造施設が電気設備の異常により緊急停止。これに伴いスチームの供給も停止したため全プラントの緊急停止を行っていたところ、シロソルン製造装置で爆発火災が発生し、サイレン製造装置へ延焼。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計3回の小爆発が発生</li> <li>○ 死者1名、負傷者21名発生</li> <li>○ 事業所外（広島・山口両県）において、物的被害が多数発生（ガラスの破損 999件）</li> </ul>
H24.6.28 コスモ石油㈱ 千葉製油所	漏洩	東日本大震災以降、加温を停止していたアスファルトタンクを再加温したところ、屋根板の腐食開孔部から雨水が浸入しており、沸騰した蒸気の体積膨張により内圧が上昇したことにより屋根板が開孔し、アスファルトが海上まで漏洩。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近傍火力発電所で冷却用海水の取水に影響が発生 横須賀市付近でアスファルトの漂着を確認</li> </ul>
H24.9.29 ㈱日本触媒 姫路製造所	爆発	アクリル酸が混合した廃液の一次貯蔵タンクにおいて、異常な温度上昇により爆発発生。隣接するアクリル酸タンク及びトルエンタンクに延焼。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 爆発警戒中の消防車両にも延焼</li> <li>○ 死者1名（消防要員）、負傷者36名が発生</li> <li>○ アクリル酸の重合反応に係る早期把握、公設消防等への情報伝達に課題</li> </ul>
H24.11.7 沖繩ターミナル㈱	漏洩	大容量浮き屋根式原油タンクの浮き屋根が沈降し、ルーフトレンから防油堤内へ原油が約4.5KL漏洩。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タンク全面火災の発生に備え、大容量泡射システム等を配備</li> <li>○ 原油の露出状態が継続したことに伴う、周辺地域における異臭等への対応（環境モニタリング、住民の健康調査等）</li> </ul>

## 基本的な考え方

- 南海トラフ巨大地震等の発生等が懸念される中、人命の安全確保、エネルギー産業基盤の強靱化、社会的機能の維持が急務
- 大規模な被害を伴う災害事象にも対応できるよう、石油コンビナート等防災体制の抜本的強化が必要

## 主な提言内容（消防庁石油コンビナート等防災体制検討会）

### 防災体制の抜本強化

#### 全体的枠組みに関する事項

- 災害想定における大規模災害への対応
- ・大規模災害を伴う災害事象の追加
  - ・評価結果の防災対策への反映 等

#### 最大クラスの地震・津波に伴う石油コンビナート等における災害への対応

- ・当面：周辺住民、従業員等の人命安全を最低限確保
- ・中長期：都市・開発計画（津波まちづくり等）との連携

#### 石油コンビナート等災害の特殊性に対応した防災体制の充実強化

- ・情報収集、伝達情報の強化（ICTの活用）
- ・自衛消防力、公設消防力等の強化
- ・大規模災害時における石コン防災本部の体制の明確化

#### 石油コンビナート等防災に係る継続的な改善の仕組み

- ・防災計画等の定期的見直し、教育・訓練の充実

#### 個別の応急対策に関する事項

石油コンビナート等防災本部における迅速・円滑な情報把握

特定事業所における通報連絡や情報共有の徹底強化

地震・津波発生時の特定事業所等における自衛防災活動と安全管理

住民への適切な情報伝達及び避難誘導等

コンビナート周辺の社会的重要施設への的確な情報提供及び影響防止

# 愛媛県石油コンビナート等防災計画

## 目次

- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 第1編 | 総論              |
| 第2編 | 災害基本想定          |
| 第3編 | 災害予防計画          |
| 第4編 | 災害応急対策          |
| 第5編 | 南海トラフ地震防災対策推進計画 |
| 第6編 | 災害復旧計画          |

# 愛媛県石油コンビナート等防災計画の主な修正点

## 1 災害想定の見直し

### 見直し後の災害想定を踏まえた防災・減災対策の推進

2 地震防災対策の強化

3 津波災害対策の追加

4 大規模災害にも対応しうる防災体制の整備

# 愛媛県石油コンビナート等防災計画の主な修正点

## 1 災害想定の見直し

東日本大震災や最近のコンビナート大規模災害の被害状況等を踏まえた国の防災アセスメント指針の改定(平成25年3月)を受け、愛媛県地震被害想定調査の結果も活用した防災アセスメントを実施し、災害想定を見直し(南海トラフ巨大地震を想定)

### 《主な見直し内容》

#### ○ 長周期地震動に係る災害想定の新刷新

- ・波方、菊間、松山の各地区のタンク計108基で、スロッシングにより危険物が溢流する可能性があるが、外部流出の危険性は低い。
- ・火災に伴う放射熱による影響範囲 約100～450m

#### ○ 津波に係る災害想定を追加

- ・松山地区の危険物タンク4基で漏洩の可能性あり(約3,200kℓ)。  
ただし、外部流出の危険性は低い。

#### ○ 大規模災害に係る想定を追加

- ・高圧ガスタンクの連鎖爆発の影響範囲(最大) 放射熱:約3.5km 爆風圧:約2km  
ただし、継続時間が短いため、適切な避難行動を取れば、人体への影響は小さい。 等

▶ 特にコンビナート特別防災区域外への被害が予測される災害想定は、該当地区の予防対策・応急対策等を重点化するため、影響が及びうる地区名を明示し、住民避難等に活用

# 見直し後の災害想定を踏まえた防災・減災対策の推進

## 2 地震防災対策の強化

南海トラフ巨大地震が発生した場合、特に長周期地震動に伴うスロッシングによる被害が予測されることから、各特定事業所にあつては、主に次の観点から対策を検討・実施

《主な対策》

- 危険物貯蔵タンク等の耐震性の強化  
(法令上の耐震基準への早期適合の促進等)
- 防災資機材・設備の整備  
(事業所間の相互応援体制の確立、使用不能時の代替手段の検討等を含む。)
- 自主的な保安全管理対策の強化  
(例:タンク液面の監視強化、スロッシング被害予測システムの導入検討)

## 3 津波災害対策の追加(新規)

特に、津波による浸水が予想される特定事業所にあつては、次の観点から対策を検討

《主な対策》

- 津波到達時間や従業員の避難に要する時間を考慮した緊急措置の計画作成・訓練等
- 従業員や顧客等の避難計画の検討・実施
- 防災訓練・教育内容の充実(津波被害の防止・軽減の観点を追加)
- 浮遊流動物による被害の防止対策の検討 等

## 4 大規模災害にも対応しうる防災体制の整備

### (1) 現地防災本部の担当業務の明確化

※ ③～⑦が今回新規追加項目

総合防災体制時に設置される「現地防災本部」の担当業務を明確化 **現地即応体制の整備**

- ① 災害情報の収集・伝達、② 防災関係機関相互の災害応急・復旧対策に係る連絡調整
- ③ **災害の防御・鎮圧及び被害の拡大防止対策に関すること**
- ④ **医療救護及び保健衛生対策に関すること**
- ⑤ **周辺における災害広報及び避難対策に関すること**
- ⑥ **災害警備及び交通規制に関すること**、⑦ **防災資機材の調達に関すること**
- ⑧ その他防災本部長の指示する事項に関すること

### (2) 現地連絡室の設置(新規)

東日本大震災における初動対応に関する教訓等を踏まえ、災害態様や必要に応じ、発災事業所等に、**連絡調整員(各防災関係機関・特定事業所から派遣)により構成**する「現地連絡室」を設置  
● **現地防災本部の設置前**(特に、総合防災体制への移行前)における**災害情報の早期把握、連絡調整**

### (3) 災害広報の充実・強化

- 発災時に加え、**周辺被害のおそれがある場合にも災害広報**を実施する旨を追記
- 災害広報の目的に、「**周辺住民等の生命・身体确保安全**」を追記
- **災害段階**(初期・拡大期・要避難期・終息期)に応じた内容、手段による**災害広報の実施** 等

### (4) 避難対策の充実・強化

- **避難誘導計画の作成**(避難勧告等の基準、災害広報、避難経路・手段等を記載)及び**周辺住民等への周知徹底**  
《日頃からの**広報広聴活動**及び**計画に沿った訓練の実施**》
- **災害時要援護者等への対応**も踏まえた**避難勧告・指示・準備情報提供**に係る基準を明示
- **避難誘導**(特に災害時要援護者等)は、**自主防災組織等の協力も得ながら**の実施を検討 等

## 4 大規模災害にも対応しうる防災体制の整備(続き)

### (5) 防災に関する平素からの広報広聴活動(新規)

- 東日本大震災以後の、**住民の危機意識、防災への関心の高揚**
- 地域住民参加型**による**地域防災力の充実強化**の要請

前広なりスクコミュニケーション等、平素からの広報広聴活動が重要

#### 特定事業者(コンビナート企業)

周辺住民への防災に関する広報活動の実施、地域代表者等との意見交換

- ・事業所の防災体制や防災施設等の周辺住民への公開
- ・事業所の抱えるリスク回避へ向けた取組み状況の説明 等

#### 特別防災区域所在市・消防

自主防災組織、地域代表者等との意見交換の実施

→ 必要な防災知識の普及啓発

- ・要避難時における避難計画の細目(災害広報手段、避難場所、避難経路、避難手段、留意事項 等)

#### 県(石油コンビナート等防災本部)

特定事業所や特別防災区域所在市・消防における上記取組みの支援

(住民説明会や自主防災組織との意見交換会への参加、石油コンビナート等防災関連情報の提供等)

コンビナート企業、行政と周辺住民等が一体となった防災・減災体制の構築を図る

# 愛媛県石油コンビナート等防災計画・修正等の項目

## 第1編 総論

### 【基本方針】

**大規模・複合災害の発生時も念頭に**、**本計画に定めのない事項**に関しては、**災害対策基本法や県・関係市の地域防災計画等を準用**して対処

- 石油コンビナート等関係法令・計画の他、**防災・危機管理関係法令とも相まって、防災対策の充実強化**を図る旨を、基本方針として明示

### 【特別防災区域の概況】

特別防災区域外における二次災害防止対策等の検討資料として、特別防災区域周辺部の概況(※)を新たに整理

(周辺人口・世帯数・道路・鉄道・空港・港湾施設・文教施設・集客施設等)

### 【関係機関等の防災事務及び業務の大綱】

- 関係機関・所掌事務等を追記(CATV各社、携帯電話各社、JR、県トラック協会等)
- **地域住民参加型**による「**地域防災力の充実強化**」の観点から、**周辺住民等**についても、**防災事務・業務の大綱に記載のうえ、協力を要請**
  - △ 周辺住民 : 自助の実践、地域防災活動への参加
  - △ 自主防災組織 : 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施、避難その他の災害応急対策の実施 等

### 【対象とする災害】

- 平常時に発生する事故
- 地震時
  - △ 短周期地震動(強震動)による被害
    - ☞ 想定地震の変更《県地震被害想定調査の結果を活用(南海トラフ巨大地震を想定)》
  - △ **長周期地震動**による被害
    - ☞ 想定地震の変更《南海トラフ巨大地震に係る予測波形データを活用》
  - △ **津波**による被害(新規)
    - ☞ 県地震被害想定調査の結果を活用  
(南海トラフ巨大地震に係る津波を想定)
  - △ **大規模災害**による被害(新規)
    - ☞ 極めて頻度は低いが、現実的に起こりうる災害の評価  
(高圧ガスタンクにおける連鎖爆発(BLEVE) 等)

### 【防災アセスメント評価結果】

- 評価対象とした災害事象及び災害拡大様相を、今回の評価手法に合わせて修正  
(長周期地震動に係る災害想定の刷新、津波に係る災害想定を追加、大規模災害に係る想定を追加 等) (再掲)

# 第2編 災害基本想定

## 【防災アセスメントの結果を踏まえた防災対策の基本的事項】

防災対策項目	実施主体	短期	中・長期
平常時の安全管理体制の強化	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的な検査・点検による腐食、不良箇所の補修、入出荷中の監視体制の強化</li> <li>● 定期的な緊急遮断弁や消火設備等の防災設備に関する点検体制の強化</li> <li>● 油高管理上限値の管理による南海トラフ地震等の長周期地震動に対するスロッシングによる溢流防止の推進</li> </ul>	● 浮き屋根の沈降、浮き屋根上の停油、ドレンからの大量流出等の異常の早期検知体制の強化
	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 浮き屋根や浮き蓋の耐震基準適合に関する指導</li> <li>● 旧法タンクや準特定タンクの新基準適合に関する指導</li> </ul>	
発災時の防災体制の強化	防災関係機関/事業所	● 現地連絡室の設置	
防災資器材の整備	事業所	● オイルフェンス等の被害拡大防止のための防災資器材の整備	● 防災資器材を迅速に集結して被害を低減できるような事業所相互の応援体制強化
	防災関係機関/事業所	● 消防車両や大容量泡放射システムなど資器材の効率的な運搬、効果的な使用の方法の検討	● 泡消火薬剤などの防災資器材等の増強
教育訓練・防災訓練	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プラントの特性に合わせた詳細な操作マニュアル等の作成及び従業員への周知徹底</li> <li>● 防災資器材の効率的な運搬、効果的な使用の方法等、発災時に支障なく運用できるよう定期的な訓練の実施</li> </ul>	
	防災関係機関/事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害対処訓練の企画・実施</li> <li>● 防災に関する広報広聴活動の充実</li> </ul>	
拡大防止・影響防止対策 (新居浜地区、菊間地区、松山地区)	事業所	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 液状化・流動化対策の推進</li> <li>● 災害影響が石油コンビナート等特別区域外の一般地域に及ぶ場合における緩衝地帯の整備</li> </ul>
津波対策(新居浜地区、松山地区)	事業所	● 油高管理下限値の管理によるタンクの滑動防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● タンク固定アンカーボルトの増強によるタンクの滑動防止</li> <li>● 重要設備・機器への浸水防止</li> <li>● 津波漂流物流入防止</li> </ul>
避難対策	事業所	● 従業員の避難計画や垂直避難場所の充実	—
	防災関係機関	● 石油コンビナート等防災区域周辺住民等の避難誘導體制の確保、避難計画の策定、策定した避難計画に沿った防災訓練の実施	—

## 第2編 災害基本想定

### 【防災アセスメントの結果を踏まえた、防災・減災対策を重点的に実施すべき区域】 《平常時(通常操業時)の事故に係る想定災害》

地区名	想定災害	重点区域
新居浜地区	爆発火災	新居浜市菊本町1～2丁目
	ファイヤーボール	新居浜市港町、若水町2丁目、新須賀町3～4丁目、特別防災区域の前面海域
	毒性ガス拡散	新居浜市菊本町、新須賀町1～4丁目、沢津町1～3丁目、清水町(地先海域を含む。)、港町、繁本町、徳常町、若水町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、一宮町1～2丁目、中須賀町、西原町、北新町、江口町、新田町、磯浦町(地先海域を含む。)、前田町、松の木町(地先海域を含む。)、南小松原町、高津町、田所町、久保田町1～2丁目、河内町、王子町、星越町、金子、新居浜乙、特別防災区域の前面海域
波方地区	流出火災	今治市波方町宮崎
	爆発火災	今治市波方町宮崎、特別防災区域の前面海域
	ファイヤーボール	今治市波方町宮崎(梶取ノ鼻～七五三ヶ浦の周辺海域を含む。)、特別防災区域の前面海域
菊間地区	流出火災	今治市菊間町種、特別防災区域の前面海域
	爆発火災	今治市菊間町種
	ファイヤーボール	今治市菊間町種、特別防災区域の前面海域
松山地区	流出火災	松山市大可賀1～3丁目、海岸通、別府町、特別防災区域の前面海域
	ファイヤーボール	松山市大可賀3丁目、海岸通、特別防災区域の前面海域
	毒性ガス拡散	松山市北吉田町、特別防災区域の前面海域

## 第2編 災害基本想定

### 【防災アセスメントの結果を踏まえた、防災・減災対策を重点的に実施すべき区域】 《短周期地震動に起因する想定災害》

地区名	想定災害	重点区域
新居浜地区	爆発火災	新居浜市菊本町1～2丁目
	ファイヤーボール	新居浜市港町、西町、若水町2丁目、新須賀町3～4丁目、特別防災区域の前面海域
	毒性ガス拡散	新居浜市菊本町、新須賀町1～4丁目、沢津町1～3丁目、清水町(地先海域を含む。)、港町、繁本町、徳常町、若水町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、一宮町1～2丁目、中須賀町、西原町、北新町、江口町、新田町、磯浦町(地先海域を含む。)、前田町、松の木町(地先海域を含む。)、南小松原町、高津町、田所町、久保田町1～2丁目、河内町、王子町、星越町、金子、新居浜乙、特別防災区域の前面海域
波方地区	流出火災	今治市波方町宮崎
	爆発火災	今治市波方町宮崎、特別防災区域の前面海域
	ファイヤーボール	今治市波方町宮崎(梶取ノ鼻～七五三ヶ浦の周辺海域を含む。)、特別防災区域の前面海域
菊間地区	流出火災	今治市菊間町種、特別防災区域の前面海域
	爆発火災	今治市菊間町種
	ファイヤーボール	今治市菊間町種、特別防災区域の前面海域
松山地区	流出火災	松山市大可賀1～3丁目、海岸通、別府町、特別防災区域の前面海域
	ファイヤーボール	松山市大可賀3丁目、海岸通、南吉田町、特別防災区域の前面海域
	毒性ガス拡散	松山市北吉田町、特別防災区域の前面海域

## 第2編 災害基本想定

### 【防災アセスメントの結果を踏まえた、防災・減災対策を重点的に実施すべき区域】 《長周期地震動に起因する想定災害》

地区名	想定災害	重点区域
波方地区	流出火災	今治市波方町宮崎、特別防災区域の前面海域
	タンク全面火災 (浮き屋根損傷)	今治市波方町宮崎、特別防災区域の前面海域
菊間地区	流出火災	今治市菊間町種、特別防災区域の前面海域
	タンク全面火災 (浮き屋根損傷)	今治市菊間町種、特別防災区域の前面海域
	タンク全面火災 (ドレン配管からの流出)	今治市菊間町種、特別防災区域の前面海域
松山地区	流出火災	松山市大可賀1～3丁目、海岸通、別府町、特別防災区域の前面海域
	タンク全面火災 (浮き屋根損傷)	松山市大可賀2～3丁目、海岸通、特別防災区域の前面海域
	タンク全面火災 (ドレン配管からの流出)	松山市大可賀2～3丁目、別府町、特別防災区域の前面海域

### 【防災アセスメントの結果を踏まえた、防災・減災対策を重点的に実施すべき区域】 《津波に起因する想定災害》

特になし(特別防災区域外に影響が及ぶ危険性は極めて低い。)

## 第2編 災害基本想定

### 【防災アセスメントの結果を踏まえた、防災・減災対策を重点的に実施すべき区域】

#### 《大規模災害に係る想定》

高圧ガスタンクにおけるBLEVEに伴う連鎖爆発を除き、特別防災区域に影響が及ぶ危険性は極めて低い。

地区名	BLEVEの影響	重点区域
新居浜地区	放射熱	新居浜市菊本町、港町、徳常町、若水町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町、西原町、北新町、新須賀町、新田町、磯浦町(地先海域を含む。)、前田町、江口町、一宮町、繁本町、久保町、高木町、西の土居町、河内町、庄内町1～6丁目、王子町、星越町、八雲町、田所町、平形町、清水町(地先海域を含む。)、松の木町(地先海域を含む。)、沢津町、南小松原町、宇高町(地先海域を含む。)、東雲町、桜木町、高津町、坂井町、政枝町1丁目、滝の宮町、金子、八幡町1丁目(地先海域を含む。)、2丁目、高田1～2丁目、郷1丁目、5丁目、特別防災区域の前面海域
	爆風圧	新居浜市港町、徳常町、若水町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町、西原町、北新町、新須賀町1～4丁目、新田町、前田町、江口町、一宮町1～2丁目、繁本町、特別防災区域の前面海域
菊間地区	放射熱	今治市菊間町種(地先海域を含む。)、菊間町佐方(地先海域を含む。)、菊間町池原、菊間町浜(地先海域を含む。)、菊間町長坂、菊間町高田、大西町別府(怪島～諏訪ノ鼻の周辺海域を含む。)、特別防災区域の前面海域
	爆風圧	今治市菊間町種(臍島の周辺海域を含む。)、菊間町佐方(地先海域を含む。)、菊間町池原、菊間町浜、特別防災区域の前面海域
松山地区	放射熱	松山市海岸通、大可賀1～3丁目、梅田町、須賀町、松江町、若葉町、清住1～2丁目、別府町、三津ふ頭、三津2～3丁目、元町、神田町、南吉田町(松山空港及びその地先海域を含む。)、北吉田町、西垣生町、特別防災区域の前面海域(大可賀3丁目～三津ふ頭の地先海域を含む。)
	爆風圧	松山市海岸通、大可賀2～3丁目、別府町、南吉田町、特別防災区域の前面海域

## 【行政機関による指導・監督】

- 施設の設計上の安全性確保に関して、津波対策の観点からも指導
- 特定事業所における津波避難誘導計画の作成指導
- 津波等による危険物等の流出防止措置に係る指導

## 【特定事業所における防災対策（自主保安管理体制等の強化）】

- 特定防災施設（防油堤、防災資機材等）について、地震や津波の規模、頻度に応じ、被害の防止・軽減策、応急措置・代替措置を検討、実施
  - ・頻度の高い地震・津波 : 機能の維持又は速やかな復旧措置
  - ・低頻度だが甚大な被害を及ぼす地震・津波 : 応急措置又は代替措置により同程度の機能の速やかな回復
- 危険物タンクの液面高さの自主管理基準の適正化（長周期地震動・津波対策）
- スロッシング被害等のリアルタイム予測システム、緊急地震速報専用受信端末等の導入検討
- 津波災害予防対策の追加  
（緊急停止措置、保安設備等の機能確保、タンクの滑動・浮き上がり防止措置、津波による漂流物対策、津波災害時の活動基準の明確化、垂直避難場所の充実）
- 緊急停止に係る用役設備（非常用電源等）の確保 等

## 【防災教育・訓練、広報広聴活動（県・市・特定事業所等）】

- 教育・訓練項目として、周辺住民の避難訓練や津波対策の観点を追加
- 防災に関する平素からの広報広聴活動の実施（再掲）

# 第4編 災害応急対策

## 【防災本部の活動体制】

- 災害態様や必要に応じて、発災事業所内等に「現地連絡室」を設置（再掲）
  - ☞ 災害情報の早期収集、現地における必要な連絡調整等の初動対応の迅速化
- 愛媛県災害対策本部・災害警戒本部における活動体制との整合を図るとともに、初動対応が必要となる場合を整理
  - ・ 初動対応を取る震度基準の見直し 等

## 【防災組織配備基準】

第1次防災体制、第2次防災体制、総合防災体制に係る基準を明確化

	災害態様	本部の活動体制	災害防除体制
第1次防災体制	小災害(他の施設等への影響が小さいと認められるもの)	・警戒体制 (県:防災関係職員(本庁・地方局(支局)主体)	・特定事業所 ・ <u>発災地所管</u> の消防機関、海上保安官署等
第2次防災体制	<u>他の施設に影響が拡大</u> し、又はそのおそれがある災害	・ <u>現地連絡室</u> 設置 ・事故対策体制 (県は、県民環境部長を長とする体制に移行)	・ <u>隣接若しくは県内</u> の消防機関、海上保安官署等による応援体制
総合防災体制	緊急消防援助隊等の <u>広域応援が必要</u> となり、又は <u>影響が特別防災区域外に拡大</u> し、若しくはそのおそれがある災害	・ <u>現地防災本部</u> 設置 ・防災本部体制 (防災本部長(知事)を長とする総合防災体制)	・緊急消防援助隊等の <u>広域応援</u> 体制

## 【現地防災本部の設置】

### ○ 現地防災本部の担当業務の明確化(再掲)

- ① 災害情報の収集・伝達に関すること
- ② 防災関係機関相互の災害応急・復旧対策に関すること
- ③ 災害の防御・鎮圧及び被害の拡大防止対策に関すること
- ④ 医療救護及び保健衛生対策に関すること
- ⑤ 周辺における災害広報及び避難対策に関すること
- ⑥ 災害警備及び交通規制に関すること
- ⑦ 防災資機材の調達に関すること
- ⑧ その他防災本部長の指示する事項に関すること

☞ **現地即応体制の整備**

(③～⑦が新規追加項目)

### ○ 必要に応じ、関係市の災害対策本部との一体的運用を図る。

(※ 石油コンビナート等災害と自然災害が複合した場合等を想定)

# 第4編 災害応急対策

## 【災害広報】

- 発災時に加え、周辺被害のおそれがある場合についても災害広報を実施
- 災害広報の目的に、「周辺住民等の生命・身体の安全確保」を追記

### 《災害広報の目的》

- ① 周辺住民等の生命・身体の安全確保 (👉 今回追加)
- ② 人心の安定と秩序の回復等

- 災害段階に応じた内容・手段等による災害広報の実施  
(防災・減災対策の重点区域を優先する等、地域の実態も考慮して実施)

災害等の段階	情報提供対象者	広報の内容	広報手段	
初期 ・拡大危険性小 ・事業所のみで収束	提供希望者	(1) 災害の態様(日時、場所、発生事象(火災・漏洩(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)) (2) 災害応急対策の実施状況 (3) 周辺への影響の有無	《ブル型》 ・ポータルサイト等	ブル型
初期 ・拡大危険性大	周辺住民	(1) 災害の態様(日時、場所、発生事象(火災・漏洩(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)、拡大予想) (2) 災害応急対策の実施状況 (3) 環境モニタリングの結果	《ブッシュ型》 ・防災行政無線 ・町内有線放送 ・広報車 等	ブッシュ型 (ブル型で詳細)
拡大期		(1) 災害の態様(日時、場所、発生事象(火災・漏洩(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)、拡大予想) (2) 災害応急対策の実施状況 (3) 環境モニタリングの結果 (4) 危険の範囲(距離、標高、風向等) (5) 避難等の準備に関する情報(避難所、避難方法等) (6) 危険の種類に応じた住民の対処に関する情報(屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況 等)		
要避難時	避難対象者	(1) 避難情報(避難勧告・避難指示) (2) 災害の態様(日時、場所、発生事象(火災・漏洩(有毒ガス、可燃性ガス等の種類)) (3) 危険の範囲(距離、標高、風向等) (4) 避難範囲、避難所、医療機関情報、要配慮者や避難行動要支援者の受入対応状況 (5) 避難に関する留意事項(避難方法、飛散物・毒性情報等)	《ブル型》 ・ポータルサイト 等	ブッシュ型 (ブル型を併用)
終息期	周辺住民	(1) 終息情報(避難勧告等解除) (2) 被害状況 (3) 帰宅に関する注意事項(落下した飛散物等による二次危険等) (4) 帰宅後の対処に関する情報(屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況)		

※ ブッシュ型 :メール配信など、自動的に配信される情報発信形式  
ブル型 :ホームページへの掲載など、希望者が能動的に情報を引き出す情報発信形式

## 【津波に対する応急対策】(特定事業所)

- 津波到達前の実施事項と津波収束後の実施事項を区分

《津波到達前》  **従業員・顧客等の安全が最優先！！**

**出勤・避難の所要時間を考慮した活動可能時間を設定し、次の事項を実施**

- △ 津波情報(地震規模、津波波高、予想到達時刻等)の収集
- △ 従業員・顧客等への津波情報の伝達及び避難誘導計画に基づく避難指示
- △ 浸水域に設置されている装置の優先停止
- △ 着岸中の船舶への情報提供及び荷役停止・港外退避等の指示
- △ 指定避難場所・垂直避難施設等への避難誘導
- △ **津波襲来前に発生した被害**については、**可能な限り応急措置**を実施  
(**応急措置の優先順位**は、事業所外への影響を考慮する等して**予め計画**)

《津波収束後》

必要に応じて、次の事項を実施

- △ 危険物施設・高圧ガス施設等の緊急安全点検
- △ 被害状況等の情報収集及び報告
- △ 被害態様に応じた応急対策

- **避難誘導計画の作成**及び従業員・顧客等への**周知徹底と確実な遂行**

(避難場所の事前指定、指定避難場所の位置・経路等の周知、避難までに講ずる安全措置等)

## 【避難対策】

### 《避難対策に係る留意事項》

- ◎ **迅速かつ適切な避難措置等**にあたっては、**次の点が前提**
  - △ **異常現象発生に係る早期通報**
  - △ その後の**適時適切な災害情報の通報・伝達・共有**
  - △ **適時・的確な災害広報**（← 避難対策とは不離一体の関係）
- ◎ 特に**地震発生時**は、**被災地域全体の避難措置の一環**として位置付け
- ◎ 大規模爆発事故では、飛散物の影響が広範囲に及ぶ場合もありうる点にも留意

### 《避難誘導計画の作成及び周知徹底》（特別防災区域所在市）

- 次の事項を定めた**避難誘導計画の作成**
  - △ **避難勧告等**（避難準備情報・避難指示・避難勧告）の**基準**
  - △ 避難勧告等の**伝達方法**
  - △ **避難場所**（名称・所在地）、**対象地区**、**対象人口・世帯数**
  - △ **避難経路及び誘導方法**
  - △ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 等
- **避難誘導計画**に係る内容の**周知徹底**
  - △ 平素からの**広報広聴活動**による周知徹底
  - △ **避難誘導計画に沿った訓練**の実施 等

## 【避難対策】

《避難勧告等》 [発災地所在市(警察機関・海上保安官署・県が代行する場合あり)]  
「**段階別基準**」と「**危険な事象の基準**」の組み合わせにより判断

### 段階別基準

#### ① 避難準備情報の提供

特に避難を要する者(要配慮者等)が避難行動を開始しなければ周辺地域で人的被害が発生する可能性が高まったとき

#### ② 避難勧告

周辺地域で人的被害が発生するおそれがあるとき

#### ③ 避難指示

周辺地域で人的被害が発生し、又は確実に発生が予想されるとき

#### ④ 屋内退避等の指示

①～③に関わらず、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命・身体に危険が及ぶおそれがあるとき

### 危険な事象の基準

#### ア 大規模火災

周辺住家等への延焼、又は高い放射熱等による人体への影響が危惧されるとき

#### イ 大規模爆発

大規模爆発が発生し、又はそのおそれがある兆候が認められるとき

#### ウ 有毒ガスの漏洩

大量に漏洩し、又はそのおそれがある兆候が認められるとき

#### エ 油等の流出

敷地外又は海上に大量に流出し、人体に危険を及ぼすおそれがあると認められるとき

#### オ 気象警報(大津波警報等)の発令

気象警報が発令され、避難の必要があると認められるとき

#### カ その他

発災事業所又は発災地所在市長が必要と認めるとき

対象地域、避難場所、避難等の理由、避難経路その他必要事項を明示し、周辺住民等へ伝達

《手段》サイレン・マスメディア・インターネット・航空機・船舶等の活用、地区代表等の協力

県・市地域防災計画等に準拠した避難対策(集団避難、自主防災組織等の協力 etc)

## 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

東南海・南海地震対策特別措置法の一部改正（法律名称の変更）に伴う計画の名称変更  
その他所要の修正

## 第6編 災害復旧計画

所要の表現修正を行う。